

# 四国への新幹線整備の早期実現に向けた県民向け機運醸成イベント実施委託業務 企画提案募集要項

## 1 趣旨

四国における新幹線整備については、全国新幹線鉄道整備法に基づく昭和48年の大臣告示で「基本計画路線」に位置づけられて以降、先延ばしされたままとなっています。

このような中、本県では、四国への新幹線整備の早期実現を目指し、四国4県が一体となって取り組んでおり、早期実現に向けては、四国への新幹線整備に関する県民の機運醸成が重要となることから、本委託業務を実施することとし、本募集要項により、広く実施に係る企画提案を募集し、委託候補者を選定するものです。

## 2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、徳島県が別に設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と契約を締結します。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意するに至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部が変更となる場合があります。

## 3 事業の内容

### (1) 委託契約期間

契約締結の日から令和6年9月30日（月）まで

### (2) 業務内容

別添「四国への新幹線整備の早期実現に向けた県民向け機運醸成イベント実施委託業務仕様書」のとおり。

### (3) 委託料上限額

2,150,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 4 連絡先

徳島県交通政策課鉄道活性化担当（担当　吉田、阿部、島田）

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号 088-621-2581

F A X 088-621-2832

E-mail koutsuuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

## 5 企画提案の参加資格

本業務実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

### (1) 提案事項を的確に遂行できる能力を有するもの。

- (2) 法人及びその代表者が、次の事項に該当しないもの。
- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
  - イ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。
  - ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続き中である者。
  - オ 徳島県の県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。
  - カ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を滞納している者。
  - キ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体。
    - a 成年被後見人又は被補佐人
    - b 破産者で復権を得ない者
    - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
  - ク 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者。

## 6 募集要項の配布

本募集要項は、徳島県のホームページからダウンロードして入手できます。

## 7 企画提案の参加手続き等

業務委託事業者の選定に参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。

### (1) 提出書類

参加申込書（様式1）1部

### (2) 受付期間

令和6年5月7日（火）から5月16日（木）正午まで

### (3) 受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、「4 連絡先」宛てに参加申込書（様式1）を提出してください。

## 8 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受付します。

### (1) 受付期間

令和6年5月7日（火）から5月16日（木）正午まで

（2）受付方法

ファクシミリ又は電子メールにより、「4 連絡先」あてに質問票（様式2）を提出してください。

（3）回答方法

参加意思を事前に御連絡いただいた全ての者に対し、ファクシミリ又は電子メールにより回答を送付します。

## 9 企画提案の参加手続

企画提案書の提出をもって企画提案への参加申込とします。

（1）提出物及び提出部数

提出物	部数	
ア 企画提案書(送付文)	1	・「様式3」により提出すること。
イ 添付資料	1	<ul style="list-style-type: none"><li>・団体等の概要が分かる書類（規約、組織図等）</li><li>・法人の場合は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</li></ul> <p>※コピー可。企画提案の到着日時点で発行から3か月以内のものを提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県税及び国税に未納がない旨の証明書</li></ul>
ウ 企画提案書	6	<ul style="list-style-type: none"><li>・A4版とすること（任意様式）。</li><li>（記載内容）</li><li>・業務に係る実施方針、スケジュール及び具体的な企画提案</li><li>・当該業務の実施体制</li><li>・担当者における類似業務の受託実績</li></ul>
エ 参考見積書	6	・積算内訳を記入すること。
オ 参考資料	6	・他団体との間で類似業務実績を示す資料

（2）提出期限

令和6年5月27日（月）正午必着

（3）提出方法

郵送（書留又は簡易書留）により、「4 連絡先」へ提出してください。

（4）留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。

イ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 書類等の作成に用いる用語、通過及び単位は、日本語、日本円、日本の計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

## 1 0 選定方法

- (1) 提出された企画提案書については、徳島県が別に設置する選定委員会において、別紙「評価基準」に基づき審査を行い、委託候補者を選定します。また、参加者が1者だった場合は、総合的に評価して委託候補者としての適否を判断します。
- (2) 審査に当たっては、提出された企画提案書等の書類審査により行います。
- (3) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外します。
  - ア 上限額を超える金額での企画提案書の提出があったとき。
  - イ 企画提案書の提出後に参加資格を満たさないことが判明したとき。
  - ウ その他、委託先とすることが著しく不適当と認められる事実が判明したとき。

## 1 1 審査結果

審査の結果については、全ての提案者に書面で通知します。ただし、選定の経緯について公表しません。

選定結果に対する異議申し立ては受理しません。

## 1 2 契約の方法

- (1) 委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、徳島県と委託候補者の双方が合意に至った場合に契約を締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。
- (2) 別添「仕様書」は、当該業務の最低水準を示すものです。したがって、委託候補者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、徳島県と委託候補者との協議等の結果に基づき、業務の内容が追加され、又は修正される場合があります。
- (3) 委託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結するものとします。
- (4) 委託候補者との契約の締結は、5月下旬頃の予定です。

## 1 3 その他

- (1) この企画提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、選定作業のため必要最小限の範囲で複写することができます。